

姫路市契約事務取扱要綱

平成 3 年 7 月 1 日

最終改正 令和 7 年 5 月 2 0 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）及び競争入札の参加資格等について（平成 2 3 年姫路市告示第 4 0 8 号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、市の行う契約事務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業権の承継に係る変更の届出)

第 2 条 告示第 1 4 項第 3 号に規定する営業権の承継に関する事項について、業者登録を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該業者登録を受けた者が営業権の承継を証する書類を添えて業者登録の変更に必要な事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人事業者において、親子間で又は配偶者へ、その営業に係る債権債務を含む一切の営業権を承継したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、当該会社に債権債務を含む一切の営業権を譲渡し、かつ、その役員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社の合併があったとき。
- (4) 会社が、組織変更及びこれと類する事由により他の種類の会社となったとき。
- (5) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、これに当該営業権の一切譲渡したとき。
- (6) 会社が新たに設立した会社に対し当該営業権の一切を譲渡した場合で、代表者が新たに設立した会社の役員に就任し、現にその任にあるとき。
- (7) 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲り受け、個人事業者となったとき。
- (8) その他市長が適当と認めたとき。

(申請書等の提出)

第 3 条 競争入札に参加する資格を得ようとする者は、この要綱に特別の定めがあるもののほか、告示で定めるところにより、申請書等を市長に提出しなければならない。

(業者の格付け)

第 4 条 告示第 5 項の登録名簿には、建設工事（工事に関する設計、測量及び調査業務を含む。）の登録業種について、登録業者毎に格付けを付するものとする。

2 前項の格付けの基準は、姫路市建設工事入札参加者審査委員会の審議を経て、毎年度市長が定める。

3 第 1 項の格付けは、各登録業種につき毎年度 1 回限り行うものとする。

(分類の基準)

第 5 条 告示第 5 項の登録名簿には、その所在地等により登録業者毎に、市内業者、準市内業者又は市外業者に分類して登載するものとし、分類の基準は次の表のとおりとする。

	法 人	個 人
市 内 業 者	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	住所及び主たる事業所が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
準市内業者	姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者	姫路市内に事業所があり、市県民税（普通徴収）、固定資産税のいずれかの市税が課されている者であって、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
市 外 業 者	市内業者、準市内業者以外の全ての者	

（登録の抹消）

第 6 条 市長は、告示第 4 項に規定する登録申請書若しくは添付書類又は第 10 項に規定する書類に故意による虚偽の記載等の不正な内容を確認したときは、姫路市建設工事入札参加者審査委員会又は姫路市物品特別調達委員会の意見を聴き、当該登録業者を登録名簿から抹消することができる。

2 市長は、登録業者が告示第 14 項の規定に違反する等の理由により欠格が生じたと判断した場合は、当該登録業者を登録名簿から抹消することができる。ただし、異動届の提出等により欠格が生じていないことが判明したときは、直ちに登録業者の登録名簿からの抹消を取り消すものとする。

3 市長は、登録業者が姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）による資格制限を受けたときは、当該登録業者を登録名簿から抹消するものとする。

（随意契約の相手方の資格）

第 7 条 規則第 20 条の 2 ただし書の規定により、競争入札に参加する資格を有しない者と契約ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）特殊物品又は他に代替物品がないものを購入する必要があるとき。
- （2）特定の地域で販売業者が特定されているとき。
- （3）物品の修理で、その物品の製造メーカー又はその代理人でなければ修理しがたいとき。
- （4）役務の提供者が高度な、又は特殊な技術、特許等を必要とするとき。
- （5）国、地方公共団体、その他公共的団体と役務提供の契約を締結する必要があるとき。
- （6）姫路市設計業者等選考事務要綱（昭和 63 年 4 月 20 日制定）の規定に基づき審査会が選考したとき。
- （7）企画競争（高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画提案や技術提案を求め、最も優れた提案内容又は提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を特定する手続をいう。以下同じ。）により契約の相手方を

特定し、その者と随意契約をするとき。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号による随意契約をするとき。

(9) その他特に市長が必要と認められるとき。

（随時の登録）

第8条 市長は、前条の規定により、競争入札に参加する資格を有しない者と契約する場合は、当該契約の相手方を随時登録名簿に登録する。

（随時の登録の項目）

第9条 前条の規定により、随時登録ができる項目は、業者及び業種の登録とする。

（業種の随時登録）

第10条 業種の随時登録は、登録名簿に登載された者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合にすることができる。

(1) 業務の内容がその登録業種と同性質の業務であるとき。

(2) 第7条各号の規定に該当するとき。

（手続）

第11条 所管課長は、随時登録により登録する業者と契約を締結する必要がある事務について、業者随時登録依頼書に契約課長が必要と認める書類を添付して契約課長に提出する。

2 所管課長は、第7条第7号又は第8号に該当する契約の相手方を随時登録する予定があるときは、前項に規定する手続のほか、当該契約の相手方を特定するための企画競争又は見積り合わせを実施する前に、業者随時登録事前協議書に契約課長が必要と認める書類を添付して契約課長に提出する。

（登録）

第12条 契約課長は、前条に規定する書類により内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、随時登録名簿に登載する。

（登録の効力）

第13条 随時登録は、その事務についてのみ有効であり、当該事務が終了すれば、この登録は抹消するものとする。ただし、物品の購入に係るもの及び第7条第5号に該当するものについては、この限りではない。

（見積書の徴収）

第13条の2 規則第21条第1項第4号に規定する市長が別に定める工事等とは、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格200万円以下の工事又は予定価格100万円以下の工事に関する設計、測量若しくは調査業務委託（以下「軽易な工事等」という。）のうち設計書を作成したものであって、2人以上の者から見積書を徴することが困難なもの

(2) 軽易な工事等のうち緊急に発注する必要があるもの

（軽易な工事等の公表）

第13条の3 軽易な工事等については、契約名称、契約相手方、履行期間及び契約金額を公表するものとする。

(契約保証金)

第14条 規則第30条の規定により契約の変更をし、契約金額が増額した場合において、規則第29条第1項第9号に該当し当該契約金額に係る契約保証金を追徴しないことができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 当該増額金額が、当初の契約金額の20パーセント以下であり、かつ、30万円以下のとき。
- (2) 契約の相手方が、契約を履行しないこととなるおそれがないと明らかに認められるとき。

(国債の価格)

第15条 規則第29条第3項の規定により市長が定める国債の価格は、次に掲げる額とする。

- (1) 利付きの方法をもって発行した国債は、額面金額とする。ただし、担保期間満了の日以後を支払日とする全ての利札を併せもっているものに限る。
- (2) 割引の方法をもって発行した国債のうち担保に提供した日から3年以内に償還期限の到来するものは、額面金額とする。
- (3) 割引の方法をもって発行した国債のうち担保に提供した日から3年以内に償還期限の到来しないものは、発行価格に発行価格と額面金額との差額を、発行の日から償還の日までの年数で除した金額に、発行の日から担保に提供した日までの年数に2を加えた数を乗じて得た金額を加算した金額とする。この場合において、加算金額の計算に際し、発行の日から償還の日までの年数又は発行の日から担保に提供した日までの年数に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(契約不適合責任期間の短縮)

第16条 規則第38条第4項の規定において、同条第2項に規定する契約不適合責任期間を短縮することができるのは次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 工事目的物又は物件が規則第38条第2項に規定する契約不適合責任期間の満了日までに、存在しなくなるとき。
- (2) 構築物の解体工事等で目的物が存在しなくなるとき。
- (3) その他前2号に準じるとき。

(着手の日)

第17条 工事の着手の日は、特記仕様書に定めのある場合を除き、契約書に定める工期の始期から30日を経過する日までの間とする。

2 市長は、特別な事情があるときは、前項の期間を延長し、又は短縮することができる。

(前金払及び中間前金払)

第18条 規則第52条の2第4項の規定において前金払及び中間前金払の請求をするときは、前金払及び中間前金払の決定を受けた後（規則第52条の3第1項ただし書に該当する契約にあつては、予算の執行が可能となった日の後）、直ちにこれを行なわなければならない。

2 規則第52条の2第7項に規定する認定については、中間前金払認定請求書に工事履行報告書（中間前金払用）及びその他市長が必要とする書類等を添えて市長に

提出し、その認定を受けるものとする。

- 3 前項の認定の結果は、当該認定請求を受けた日から、原則として10日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条に規定する市の休日を除く。）以内に中間前金払認定調書により通知するものとする。ただし、当該認定にあたり請求者からの提出資料に不備又は遅滞があったとき、その他特別の事情があるときの認定期間については、この限りでない。
- 4 規則第52条の2及び第52条の3の規定にかかわらず、市長が資金事情その他特別な理由があると認める場合には、前金払又は中間前金払を行わないことができる。
- 5 規則第52条の2及び第52条の3の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、別に支払うべき時期及び分割方法を定めることができる。
- 6 規則第52条の2第2項、第8項及び第12項並びに規則第52条の3第3項の規定による前金払及び中間前金払の決定をするときは、10万円未満の金額はこれを切り捨てる。

（火災保険）

第19条 規則第55条第1項に規定する建築物には建築付随工事を含むものとする。

- 2 規則第55条第1項に規定する損害保険会社の火災保険は、次のものをいう。

（1）一般火災を補償する保険（火災保険等）

（2）前号の保険を包括する保険（建築工事保険等）

- 3 部分払を2回以上請求する場合、2回目以降にあっては、保険金額と既成部分との金額の差額について規則第55条第1項の規定を準用するものとする。

ただし、既に付された保険が既成部分の金額を補てんするときは、この限りではない。

（物件の検査及び所有権の移転）

第20条 規則第63条第1項の検査として、支出負担行為書及び仕様書に基づいて、姫路市物品取扱規則（昭和63年姫路市規則第10号）第11条に規定する検収を行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 姫路市契約規則取扱要綱（昭和62年6月20日）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、平成3年7月1日以後に締結する契約から適用するものとし、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日改正）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日改正）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 7 条、第 14 条及び第 16 条の改正規定は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の姫路市契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 12 月 6 日改正）

この要綱は、平成 30 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の姫路市事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の姫路市契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 1 2 月 1 4 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 1 8 条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る開始されている契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 2 0 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 1 3 条の 2 の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る開始されている契約については、なお従前の例による。